

労働者派遣事業に係る情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護などに関する法律」第23条第5項の定めにより、下記の情報を提供いたします。

事業所の名称	株式会社レッツアイ 本社
事業所の所在地	大阪府大阪市北区西天満2-6-8 堂島ビルディング6F
許可番号	派27-301801
対象期間	2025年9月1日～2026年3月31日

- ① 派遣労働者の数 75 人 ※2026年3月31日時点
- ② 派遣先の数 61 社 ※2026年3月31日時点
- ③ 派遣料金の平均額 19,895 円 ※1日8時間あたり
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 12,784 円 ※1日8時間あたり
- ⑤ マージン率 35.7 %

$$\text{計算式} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

- ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
- | | |
|-----------------|------------|
| 労使協定を締結しているか否か | 締結済 |
| 労使協定の対象となる派遣労働者 | 全ての派遣労働者 |
| 労使協定の有効期限の終期 | 2028年3月31日 |

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練	対象者	訓練方法	実施主体	賃金支給	費用負担
新規採用者研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無償
ビジネスマナー研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無償
リーダー研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無償
ITスキル研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無償
コンプライアンス研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無償

※キャリア・コンサルティングの相談窓口 TEL：06-6315-5225

- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
- 社会保険料、福利厚生費、教育訓練費、運営費、営業利益 等

労働者派遣事業に係る情報提供

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護などに関する法律」第23条第5項の定めにより、下記の情報を提供いたします。

事業所の名称	株式会社レッツアイ 東京オフィス
事業所の所在地	東京都新宿区新宿2-19-1 ビッグス新宿ビル4F
許可番号	派27-301801
対象期間	2025年9月1日～2026年3月31日

- ① 派遣労働者の数 23 人 ※2026年3月31日時点
- ② 派遣先の数 22 社 ※2026年3月31日時点
- ③ 派遣料金の平均額 21,117 円 ※1日8時間あたり
- ④ 派遣労働者の賃金の額の平均額 13,625 円 ※1日8時間あたり
- ⑤ マージン率 35.5 %

$$\text{計算式} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の額の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

- ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等
- | | |
|-----------------|------------|
| 労使協定を締結しているか否か | 締結済 |
| 労使協定の対象となる派遣労働者 | 全ての派遣労働者 |
| 労使協定の有効期限の終期 | 2027年3月31日 |

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

教育訓練	対象者	訓練方法	実施主体	賃金支給	費用負担
新規採用者研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無償
ビジネスマナー研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無償
リーダー研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無償
ITスキル研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無償
コンプライアンス研修	派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無償

※キャリア・コンサルティングの相談窓口 TEL：06-6315-5225

- ⑧ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項
- 社会保険料、福利厚生費、教育訓練費、運営費、営業利益 等